

# 奥州市議会全員協議会

日時：令和8年1月8日（木）

午前10時

場所：奥州市役所7階 委員会室

## 1 開 会

## 2 挨 拶

## 3 協 議

### （1）説明事項

- ① 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業について
- ② 物価高対応子育て応援手当について
- ③ 「令和7年高温・渇水障害」への対応について
- ④ 岩手県利便増進実施計画（奥州市版）の策定について

## 4 そ の 他

## 5 閉 会

全員協議会資料 令和8年1月8日 政策企画部政策企画課

## 1 国の総合経済対策の概要

令和7年11月21日付けで閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」の概要は次のとおり。

### 第1の柱：生活の安全保障・物価高への対応

#### (1) 家計向け支援（生活者支援）

- ア ガソリンの暫定税率廃止
- イ 電気・ガス代支援（1～3月電気・ガス代支援）
- ウ 所得税年収の壁見直し（基礎控除引上げ等）
- エ 重点支援地方交付金の拡充**

今回、奥州市へ配分される交付限度額

区分	交付限度額（千円）
重点支援地方交付金	1,472,042
うち食料品物価高騰加算分	424,889

#### オ 物価高対応子育て応援手当 子ども1人あたり2万円を支給

#### (2) 事業向け支援（事業者支援）

##### ア 介護・医療等

- ①処遇改善 医療・介護従事者の賃上げ支援
- ②経営改善支援 医療機関の物価高騰対策等

##### イ 中小・小規模事業者

- ・基金を活用し、成長投資支援を抜本的強化
- ・重点支援地方交付金の推奨事業メニュー強化
- ・官発注の請負契約の単価見直し

第2の柱：危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

第3の柱：防衛力と外交力の強化

## 2 事業選定の考え方

これまでの交付金活用事業と同様、次の考え方により事業選定します。

- (1) 国や県が実施する物価高騰対策等の対象となっている分野、対象を優先する。
- (2) 閣議決定の趣旨を踏まえ、早急に支援が必要であり、かつ、事業を開始できる分野、対象を優先する。
- (3) 効果が広く市民生活に波及すると考えられる場合は、国や県が実施する対策に加え、市が更なる支援を実施する。

加えて、今回の重点支援地方交付金拡充にあたり、国から以下の項目について通知があったことから、事業選定において、十分配慮することとします。

- ①物価高対策の**早期執行**に向けた準備  
⇒可能な限り年内での予算化に向けた検討
- ②食料品の**物価高騰**に対する**特別加算**  
⇒市区町村に対応いただきたい**必須項目**として加算  
※食料品物価高騰加算分を上回る事業を実施する場合は、一般枠の活用も可能
- ③推奨事業メニューを活用した支援  
⇒推奨事業メニューに「**食料品の物価高騰**に対する**特別加算**」及び「**中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備**」を追加（別添資料№2 参照）

※令和7年度実施事業において交付金限度額全額を活用できない場合は、これまでと同様、残額を本省繰越のうえ令和8年度事業に活用します。

### 3 実施事業

(令和7年度着手、令和8年度当初予算措置分)

国の総合経済対策の趣旨を踏まえ、生活者支援、事業者支援とも緊急的に実施が必要な事業、県や近隣市町との協調が必要な事業として、以下のとおり事業を選定のうえ、実施しようとするものです。

(単位：千円)

区分	実施年度	事業数	総事業費	交付金活用額
生活者支援	R 7	4事業	697,151	651,950
	R 8	1事業	93,490	93,480
事業者支援	R 7	7事業	358,015	290,600
合 計	R 7	11事業	1,055,166	942,550
	R 8	1事業	93,490	93,480
		12事業	1,148,656	1,036,030

※食料品物価高騰特別加算分を活用する事業は、生活者支援の3事業を見込みます。

※事業費及び交付金活用額は、現時点の見込みであり、予算編成にあたり、増減する場合があります。

※各事業の概要は、別紙資料№3「物価高騰対策事業一覧」を参照ください。

### 4 交付金の活用額

本市へ配分される交付金のうち、左記のとおり令和7年度実施事業において活用できない交付金は、これまでと同様、残額を本省繰越のうえ、令和8年度事業に活用することとします。

(単位：千円)

交付金限度額	1,472,042
R7交付金活用予定額	942,550
R8交付金活用予定額	529,492

### 5 今後のスケジュール

令和7年度実施事業に係るスケジュールは以下のとおり。

- 1月8日（木） 市議会（全協）への説明
- 16日（金） 市議会臨時会 R7補正予算提案  
※物価高子育て応援手当も予算措置
- ※予算議決後、各事業に着手
- 23日（金） 実施計画の国への提出期限
- 27日（火） 市議会定例会 R8当初予算提案

※令和8年度当初提案以降に係るスケジュールは別途調整

## 重点支援地方交付金の追加

令和7年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 追加額：2.0兆円
- 対象事業：エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①食料品の物価高騰に対する特別加算	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備
②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
③物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑧農林水産業における物価高騰対策支援
④消費下支え等を通じた生活者支援	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法：人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

## 重点支援地方交付金・推奨事業メニュー <追加額 2.0兆円>

令和7年度補正予算

### ○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

#### 生活者支援

##### ① 食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

##### ② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

##### ③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

##### ④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

##### ⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

#### 事業者支援

##### ⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

##### ⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

##### ⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

##### ⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

##### ⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

# 重点支援地方交付金の拡充

- 地方自治体において、地域の実情に合った的確な支援が行われるよう、**重点支援地方交付金を拡充**
  - ① **食料品の物価高騰に対する特別加算**（いわゆるお米券等）を措置
  - ② **賃上げ環境整備**（中小企業・小規模事業者、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者）を**推奨事業メニューに追加**。
- 地方自治体における**速やかな事業実施を依頼**

## 【推奨事業メニューによる対応】

### 【食料品の物価高騰に対する特別加算】

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するための支援

#### 【事例】

- 食料品購入にも活用可能なポイントの追加付与事業【大阪府大阪狭山市】
  - ・市内で食料品等の購入に利用できるさりんポイントをチャージすると、チャージ額の20%を追加付与（上限2,000ポイント）
- 食料品の現物支給【岩手県遠野市】
  - ・物価高騰の影響を受ける学生の生活支援として、特産品（4,000円相当）を支給

### 【賃上げ環境整備】

中小企業・小規模事業者の賃上げ環境を整備するための支援

#### 【事例】

- 収益力向上に係る支援【山形県】
  - ・収益力向上やDX推進に資する設備投資への補助（補助上限300万円等）
- 賃上げに係る支援【群馬県】
  - ・従業員の賃金を5%以上引き上げた中小企業等を対象に、従業員1人あたり5万円（上限40人）を支給

### 【コスト高対策】

中小企業等や農林水産事業者の物価高騰によるコスト高対策のための支援

#### 【事例】

- 中小企業の価格転嫁に係る支援【山梨県】
  - ・価格転嫁や賃上げ環境の整備等に取り組む事業者に対し、経営支援の専門家を派遣
- 農業資材等に係る支援【千葉県山武市】
  - ・農業資材等の価格高騰によって生産コストが増加している農業者に支援金を支給

※ 「地方公共団体における水道料金の減免」にも活用可能であることを明記（R6補正～）

## 【速やかな事業実施に向けて】

- ・ 国と地方の協議の場（11月14日・総理出席）を活用して、国から地方に対して速やかな支援の実施を依頼。
- ・ 11月21日の経済対策閣議決定時に、総理から交付金規模を発言し、各地方自治体の交付限度額の目安を通知。
- ・ 関係省庁から自治体に対して、各分野の優良事例の発信、早期活用の働きかけ。
- ・ 地方公共団体における迅速な執行を促すよう、事業の開始状況を定期的にフォローアップ。

# 令和7年度補正予算 重点支援地方交付金 食料品の物価高騰に対する特別加算について

- 令和7年11月に閣議決定された総合経済対策を踏まえ、重点支援地方交付金について、**生活者に対する食料品の物価高騰への支援**を更に手厚く実施していただけよう、**市区町村に対して、4,000億円を特別加算すること**としています。
- 本特別加算は、**市区町村に対して、交付限度額全体の中で、対応いただきたい必須項目**として交付することとしておりますが、その具体的な事業内容は、以下を踏まえ、**地域の実情に応じて、各市区町村においてご判断いただくこと**としています。

## ✓ 支援の対象・方法・支給額など

- 全国一律に実施するものではなく、支援対象・交付方法・支給額などについては、地域の実情に応じて設定することが可能。
  - 生活者への食料品の支援が事業内容に含まれるならば、広く消費下支えの取組（食料品以外も購入できる商品券など）としての活用も可能（必ずしも食料品のみに限定した支援とする必要はない）。
- 〔 例） \* 対象：低所得者世帯、高齢者世帯、子育て世帯、全世帯など \* 方法：商品券、電子クーポン、現物支給、現金など  
\* 支給額：プレミアム商品券事業として上限●千円支給など 〕

## ✓ 特別加算分の交付限度額の扱い

- 食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額は、市区町村に対して交付限度額の内数として、別途明示して通知。
- 生活者への食料品の物価高騰に対する支援については、上記特別加算分の交付限度額を超えて、それ以外の交付限度額と合算して実施することも可能。

## ✓ その他の留意事項（本特別加算分を含め、推奨事業メニューを活用する事業を実施する場合に共通の留意事項）

- 事業の実施に当たっては、速やかな支援の実施や事務コストの削減が図られるよう工夫。
- 国の重点支援地方交付金を活用した事業であることを明記することを徹底。
- 事業の実施状況について、定期的なフォローアップを実施。

## 物価高騰対策事業一覧

No.	担当部	事業実施年度		性質区分 (●は食料品加算枠)	(単位:千円)					①事業対象者 ②事業の目的・効果 ③経費の内容	積算根拠等	事業期間	
		R7	R8		総事業費	うち臨時交付金対象経費	交付金充当額	その他財源(県補助金等)	一般財源				
1	健康こども部	○	生活者支援	●子育て世帯に対する食料品物価高騰支援事業	290,000	290,000	289,000	0	1,000	① 子育て世帯（令和7年9月分の児童手当受給者及び令和7年10月1日～令和8年3月31日までに出生した児童の父母等） ② 長期化している物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、食料品の特別加算をすることで、こどもたちの健やかな成長を応援する ③ 子育て世帯における食料品購入費用に対する補助	子ども1人当たり@20,000円×14,500人を想定		R8.1～R8.4
2	福祉部	○	生活者支援	●低所得者に対する食料品物価高騰支援事業	99,151	99,151	97,950	0	1,201	① 令和7年度住民税均等割非課税世帯のうち、下記のいずれかに該当する世帯、又は生活保護世帯 ・高齢者（65歳以上）のみで構成される世帯 ・重度障がい者がいる世帯 ・ひとり親世帯 ② 長期化している物価、特に食料品高騰の影響を強く受けている低所得者世帯に対する支援 ③ 低所得者世帯における食料品購入費用に対する補助	給付費 96,000千円 1世帯当たり@10,000円×9,600世帯を想定 事務費（通知費用、システム処理委託料等） 3,151千円		R8.1～R8.3
3	市民環境部	○	生活者支援	省エネ家電貢換促進事業	41,000	41,000	35,000	0	6,000	① 奥州市民のうち、居住する市内自宅で既に使用している対象省エネ家電機器を、市内の店舗において同種に買い替え、買換前の機器を廃棄した者。（同一世帯において1件のみ） ② 物価高騰が長引く中、省エネ家電への貢換を促進させ、併せて家庭のエネルギー費用負担の軽減も図るもの。また、生活における省エネルギー化を促し、地域における脱炭素社会の構築を図る ③ 省エネ家電（冷蔵庫、エアコン）の購入経費に対する補助金	限度額5万円（補助率3分の1）/1家電当たり		R8.3～R9.2（予定）
4	商工観光部	○	生活者支援 (事業者支援)	キャッシュレス決済推進事業	267,000	267,000	230,000	0	37,000	① 生活者（全般）、市内中小中小売業者 ② 物価高騰の影響を受けている生活者の消費を下支えするとともに、市内中小中小売業者等の利用機会向上や売上増加、事業継続等を図る 併せて、キャッシュレス決済に関し、市内中小中小売業者等の導入や生活者の利用を支援・促進することにより、市内の商取引における利便性や快適性の向上を図る ③ 奥州商工会議所及び前沢商工会への間接補助	(1) PayPay20%還元キャンペーン 138,000,000円 (市内中小規模PayPay加盟店) (2) PayPayプレミアム商品券 129,000,000円 (市民のみ購入可、市内加盟店で利用)		R8.2～R8.12
5	教育委員会事務局	○	生活者支援	●学校給食物価高騰支援事業	93,490	93,490	93,480	0	10	① 児童生徒学校給食費納入義務者 ② 長引く物価高騰下にあっても、これまで同様の学校給食の回数と質を確保するため、令和6年度及び令和7年度の学校給食費改定に伴う増額分を保護者へ負担を求めず、子育て世代を支援するもの。 ③ 学校給食における賄材料費の補助	(1) R8学校給食費と改定前給食費（R5）との差額（年額） ・小学校 12,500円・・・① ・中学校 14,000円・・・② (2) 保護者負担増額分 ・小学校児童数 4,528人×①= 56,600,000円 ・中学校生徒数 2,635人×②= 36,890,000円 合計 93,490,000円 ※国の小学校給食費負担軽減施策が講じられた場合は、事業内容、事業費を見直す		R8.4～R9.3
6	政策企画部	○	事業者支援	地域公共交通事業者運行支援事業	2,655	2,655	2,600	0	55	① 市内バス事業者及びタクシー事業者 ② 燃料費の高騰による負担が大きくなっているバス事業者及びタクシー事業者に対し、県の事業と協調して燃料費高騰支援の交付金を交付することにより、事業の継続、安全かつ安定した運行の維持・確保を図る ③ 地域公共交通事業者に対する運行支援交付金の交付	県が燃油高騰額の3分の1を補助する制度に、市がさらに3分の1を上乗せし、事業者負担を3分の1まで軽減する。 ・支援金額の積算根拠 バス @30,000円×42台 タクシー @15,000円×93台 ※単価は県交付金（令和7年12月予定）に準ずる		R8.1～R8.3

No.	担当部	事業実施年度	性質区分	事業名称 (●は食料品加算枠)	(単位:千円)					①事業対象者 ②事業の目的・効果 ③経費の内容	積算根拠等	事業期間
		R7			総事業費	うち臨時交付金対象経費	交付金充当額	その他財源(県補助金等)	一般財源			
7	健康こども部	○	事業者支援	医療機関等に対する物価高騰支援交付事業	47,135	47,135	45,000	0	2,135	① 市内に医療機関等の事業所を有し事業を継続している者 ② 公定価格により運営されている医療機関等における地域医療体制の維持及び業務の継続を支援するため、市内に事業所を有する医療機関等の物価高騰による負担の軽減を図るもの ③ 物価高騰対策として、光熱費や食材料費の上昇に伴うかかり増し経費の一部を支援	県がかかり増し経費の3分の1を補助する制度に、市がさらに3分の1を上乗せし、事業者負担を3分の1まで軽減する。  【給付基本単価】 【医療機関等】 ①基礎支援金(1施設あたり) 病院・有床診療所 @230,000円×12施設 無床診療所(医科) @115,000円×76施設 歯科診療所 @115,000円×48施設 助産所 @115,000円×2施設 ②加算支援金(1床あたり) 病院・有床診療所 @ 21,300円×1,099床 【薬局】 ③基礎支援金(1施設あたり) 薬局 @ 38,000円×59施設 【市立医療機関】 県支援相当分加算	R8.1 ～ R8.3
8	商工観光部	○	事業者支援	中小企業等賃上げ支援事業	140,000	140,000	113,000	0	27,000	① 市内の中小企業者等 ② 物価高騰により市民生活や企業経営に影響が生じる中、働く人の賃金改善を支援するとともに、企業の人材確保や雇用の安定を後押しし、市内の雇用者が働き続けやすい環境を整えることを目的とする ③ 中小企業者等へ直接交付・賃上げに伴う事業者負担分に対する補助	県が賃上げ額の2分の1を補助する制度に、市がさらに4分の1を上乗せし、事業者負担を4分の1まで軽減する。  【積算】 ・対象従業員数: 3,500人 ・1人当たり年間賃上げ額: 16万円(賃金増額の最大16万円で算出)  補助対象経費総額: 3,500人×16万円=560,000,000円 市補助額: 560,000,000円×1/4=140,000,000円 1事業所あたり最大50人分最大200万円を市の上乗せ支援  ※県の物価高騰対策賃上げ支援金の実績値を参考に算出	R8.2 ～ R9.1
9	商工観光部	○	事業者支援	伝統産業物価等高騰対策事業	20,930	20,930	17,000	0	3,930	① 水沢鋳物工業協同組合、岩谷堂箪笥生産協同組合 ② 物価高騰の影響により経営環境が悪化している伝統工芸事業者に対し、産地組合を通じてその影響を緩和する取組を進めることで、伝統工芸事業者の経営環境の改善と伝統工芸産業の維持・発展を図る ③ 原材料、資材等の購入時における物価高騰分の差額補填	(1) 支援内容 物価高騰の影響を受ける前の令和3年度との原材料費・資材費・電気代等の差額補填 (2) 事業費 ア 鋳物組合分 資材値上り額48,000円/t×資材等購入量300t=14,400千円 ※資材等内訳(銑鉄(せんてつ)、故銑(こせん)、コークス、炭、塗料等) イ 箕箪笥組合分 資材値上り額 6,530千円 (木材: 2,600千円+金具: 3,420千円+漆等: 510千円)	R8.2 ～ R9.3
10	商工観光部	○	事業者支援	運輸事業者運行支援事業	16,330	16,330	13,000	0	3,330	① 市内の運送事業者 ② トラックや軽貨物車が使用する軽油に係る暫定税率が令和8年3月31日まで継続されることから、運送事業者の経営に大きな影響を及ぼしている燃料費高騰に対し、運送事業者の経営負担を軽減することを目的に、対象事業者に対し、暫定税率廃止までの3か月分に相当する支援金を支給し、重要な社会インフラである運送事業の維持・確保を図る ③ 岩手県トラック協会水沢支部への間接補助	県が燃油高騰額の3分の1を補助する制度に、市がさらに3分の1を上乗せし、事業者負担を3分の1まで軽減する。  <支援金>16,000,000円 (16,000円/台×1,000台) <事務費> 330,000円  ・支援金額の積算根拠 県の事業に準拠した額 16,000円/台	R8.1 ～ R8.4
11	商工観光部	○	事業者支援	温泉・宿泊施設電気料等高騰緊急支援事業	38,350	38,350	30,000	0	8,350	① 奥州・金ヶ崎温泉組合又は岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合奥州支部に加入し、温泉施設又は宿泊施設を営業する市内事業者 ② エネルギー価格等の高騰により深刻な影響を受けている市内温泉・宿泊施設事業者に対し、事業継続のための経営支援を行うもの 令和4年度からエネルギー消費量の多い温泉施設に支援してきたが、本年度は宿泊施設全般に支援を拡大することで、市内の宿泊機能全体を包括的に下支えする ③ 電気・ガス・灯油・重油に係る物価高騰分に対し、2分の1以内の金額で補助	(1) 対象事業者 温泉施設 3事業者 宿泊施設 16事業者 ※重複して加入している事業者が2者あるため、合計17事業者 (2) 支援上限額 一事業者あたり1,250千円×2回(計2,500千円) ※実施済みの温泉施設支援事業の上限額を踏襲 (3) 事業費 @1,250千円×2回×17事業者×利用率90% = 38,250千円 (4) 事務費 100千円	R8.1 ～ R9.3

No.	担当部	事業実施年度	性質区分	事業名称 (●は食料品加算枠)	(単位:千円)					①事業対象者 ②事業の目的・効果 ③経費の内容	積算根拠等	事業期間	
		R7			総事業費	うち臨時交付金対象経費	交付金充当額	その他財源 (県補助金等)	一般財源				
12	農林部	○	事業者支援	家畜飼料高騰対策支援事業	92,615	92,615	70,000	0	22,615	① 対象家畜を飼養している市内に住所を有する個人又は主たる事務所を有する法人 ② 社会経済情勢の変動により飼料価格の高騰及び高止まりの影響を受けている畜産農家に対して飼料購入費を支援することにより、畜産農家の経営継続を図り、畜産物の安定的な生産につなげる ③ 飼料費の高騰分（令和3年度から6年度の上昇分）の1/10相当の補助 ※畜産農家1戸ごとの飼養頭数に基づき、1頭当たりの単価を乗じた額を交付	【交付単価】 ・繁殖牛（子牛1頭を含む）：10,000円/頭 ・肥育牛、乳用牛（経産）：10,000円/頭 ・育成牛：6,000円/頭 ・委託料（岩手ふるさと農協及び岩手江刺農協） 対象農家戸数及び飼養頭数の調査、受付や支払等の事務を両農協に委託 1戸当たりの単価 上限1,000円/戸を乗じた額を交付  【交付金】 ・繁殖牛 10,000円 × 4,235頭 = 42,350,000円 ・肥育牛 10,000円 × 4,401頭 = 44,010,000円 ・乳用牛 10,000円 × 331頭 = 3,310,000円 ・育成牛 6,000円 × 407頭 = 2,442,000円 小計 92,112,000円 ・事務委託料 1,000円 × 503戸 = 503,000円 合計 92,615,000円	R8.1 ～ R8.7	
合計		11	1		1,148,656	1,148,656	1,036,030	0	112,626				
生活者支援		令和7年度事業		4事業	697,151	697,151	651,950	0	45,201				
		令和8年度事業		1事業	93,490	93,490	93,480	0	10				
		合計		5事業	790,641	790,641	745,430	0	45,211				
事業者支援		令和7年度事業		7事業	358,015	358,015	290,600	0	67,415				
		令和8年度事業		0事業	0	0	0	0	0				
		合計		7事業	358,015	358,015	290,600	0	67,415				
合計		令和7年度事業		11事業	1,055,166	1,055,166	942,550	0	112,616				
		令和8年度事業		1事業	93,490	93,490	93,480	0	10				
		合計		12事業	1,148,656	1,148,656	1,036,030	0	112,626				

交付金限度額	1,472,042
令和7年度 交付金活用予定額	942,550
令和8年度 交付金活用予定額	529,492

※令和8年度実施事業について、上記表中No.5「学校給食物価高騰支援事業」以外の事業は現在検討中

# 物価高対応子育て応援手当について

全員協議会資料 令和8年1月8日 健康こども部こども家庭課

## 1 目的

「『強い経済』を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、「物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国の子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給」することになったことから、当該児童を養育する子育て世帯の生活支援を図ることを目的に、物価高対応子育て応援手当を支給する。

## 2 支給対象者

児童手当支給対象児童（令和7年9月30日時点）を養育する父母等（対象児童数 約14,500人）

※対象児童には、公務員世帯の児童 及び 令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに生まれる新生児も含む

## 3 給付額

こども一人当たり 一律 2万円

## 4 給付方法

原則「プッシュ型」で支給（申請手続きを省略）とし、令和7年10月支給時の児童手当受給口座へ支給する。  
ただし、公務員世帯や令和7年10月1日以降に出生した児童の保護者は、申請手続きが必要。

## 5 予算

事業費 292,998千円

内訳 子育て応援手当（20千円 × 14,500人）

290,000千円

事務費（郵送料、電算処理委託料、封筒印刷代等）

2,998千円

※実施に要する経費については、全額国庫補助金（補助率10/10）

## 6 スケジュール

令和8年1月8日 市議会全員協議会

1月16日 市議会臨時会

1月19日 子育て応援手当支給に係る通知発送  
(児童手当受給世帯)

1月22日 市広報2月号による周知

2月10日 給付金支給

2月以降 公務員世帯等については申請に基づき、  
随時、給付金支給

# 「令和7年高温・渴水障害」への対応について

全員協議会説明資料 令和8年1月8日 農林部農政課

## 1 被害状況について

令和7年の高温・渴水による農産物の被害は、生育不良による収量や品質の低下など非常に大きなものとなっております。JAの調査によると、平年と比較して、収穫量が3割以上の減収となったものは次のとおりです。

- ・ねぎ、えだまめ：生育不良となり収穫量が減少
- ・花卉：生育不良による品質低下のほか、開花の遅れにより最盛期に出荷できないなどロスの増大
- ・りんご：樹木が水分不足となり、果実の成熟不良により、玉が小さいことから収穫量が減少

(面積：ha、数量：kg、金額：円)

農協	作目	戸数	面積	平年		R7		平年対比	
				数量	金額	数量	金額	数量	金額
JA 岩手ふるさと	野菜	61	15.68	68,662	30,141,609	36,423	16,213,585	-32,239	-13,928,024
	花卉	64	34.61	4,096,910	192,644,850	2,697,671	158,165,318	-1,399,239	-34,479,532
	果樹	50	38.70	190,446	75,905,123	125,534	52,381,140	-64,912	-23,523,983
	計	175	88.99	4,356,018	298,691,582	2,859,628	226,760,043	-1,496,390	-71,931,539
JA 江刺	果樹	91	192.80	1,934,260	708,050,305	1,097,990	483,033,698	-836,270	-225,016,607
	計	91	192.80	1,934,260	708,050,305	1,097,990	483,033,698	-836,270	-225,016,607
合 計		266	281.79	6,290,278	1,006,741,887	3,957,618	709,793,741	-2,332,660	-296,948,146

## 2 対応について

令和7年の高温・渴水による被害は、局所的なものではなく、市内全域に及ぶことから、特に被害の大きかった上記の作目を対象として、市内全域における対策を講じます。

被害を受けた農業者に対し、奥州市農業災害対策要綱に基づき、農業経営の維持安定と災害復旧に資することを目的として、融資機関が貸付けする自然災害等被害対策特別資金に係る利子補給を実施します。

本被害は、収穫期を迎えると被害の程度の判別ができなかったことから、資金活用に係る、JA 岩手ふるさとからの一報があつたのが11月下旬、JA 江刺からの報告は12月上旬となったことから12月補正での対応はできませんでした。2月補正での措置を予定しておりましたが、利子補給の実施に際し、予算議決後に融資機関との契約を締結した後に融資実行したものが対象となることから、農業者の経営の維持安定の観点から2月補正ではなく、1月臨時会に前倒しで措置をしようとするものです。

## 3 資金の概要

- ・融資機関 岩手ふるさと農業協同組合、岩手江刺農業協同組合
- ・金利 固定金利2.65%  
(令和7年12月11現在長期プライムレート)  
※市の利子補給等により農業者負担0
- ・市の利子補給 1.075% (JA : 1.075%、県信連 : 0.5%)
- ・貸付期間及び利子補給期間 10年以内
- ・貸付限度額 148,400千円 (被害想定額の50%)  
※ 1件当たり限度額 (原則) 5,000千円

## 4 今後のスケジュール

1月16日（金） 1月臨時会において債務負担行為の設定  
(令和8年度～令和18年度 11,920千円)  
※令和8年度の利子補給は、当初予算で措置予定

## 1 計画の概要

### （1）目的

地域公共交通計画に掲げる取組のうち、利用者にとって利便性の高い地域旅客運送サービスの持続可能な提供を図る事業（地域公共交通ネットワークの再編や運行ダイヤの見直し等）を実施するために策定するもの。

### （2）策定主体

岩手県及び奥州市

（利便増進事業の対象路線が県地域公共交通計画及び市地域公共交通計画に関わるため。）

### （3）計画期間

令和8年度から10年度までの3年間

## 2 利便増進事業の内容

### （1）利便性の高い公共交通ネットワークの形成

①鉄道と路線バスとの接続性向上

交通結節点である水沢駅前への乗入便数の増加

【乙バス4路線】※運行概要図は、資料№2 P10

現在、中央通り→駅通りとなっている運行経路を中央通り→**水沢駅**→駅通り（水沢駅経由）に見直し

②公共施設及び商業施設へのアクセス性の向上

市文化会館、市立水沢図書館、大型商業施設前を経由する経路に変更

【水沢前沢線】※運行概要図は、資料№2 P12

現在、水沢駅↔イオン前沢店の運行経路を水沢駅から

**乙ホール、市立水沢図書館、コープあてのい付近まで延伸**

③郊外の新興住宅地の住民の市街地方面への移動機会の創出

市内有数の住宅密集地域を経由する経路に変更

【胆沢病院線（水岩線）】※運行概要図は、資料№2 P14

現在、江刺バスセンター↔胆沢病院の運行経路を**桜屋敷、**

**イオンスーパーセンター桜屋敷店方面へ延伸**

### （2）その他利用者の利便増進を図る事業

・総合的な公共交通案内ツールの作成

…ホームページ等による情報（路線図、時刻表、運賃等）案内

・バスの運行情報の提供

…バス予報の継続運用

・運賃キャッシュレス決済の拡充

…交通系ICカードシステムの市内未導入路線への導入検討

・バス停等での待合環境の改善

…商業施設など各種施設との連携による待合環境の改善

など

### 3 計画策定による財務面のメリット

#### （1）国庫補助の減額回避及び上限額引上げ

①幹線系統（胆沢病院線、水沢前沢線）

A) 胆沢病院線（水岩線）

R7年度計画

運行経費 23,015千円		
うち運賃収入	18,630千円	国県補助 3,024
		県交 1,361 カット減
補助金】国：1,512千円、県1,512千円 ※密度カット減1,361千円		

R8年度計画

運行経費 25,012千円		
うち運賃収入	20,140千円	国県補助 4,870
		県交通】2千円
補助金】国：2,435千円、県2,435千円 ※密度カット0		

B) 水沢前沢線

R7年度計画

運行経費 18,505千円		
うち運賃収入	国県 補助金 6,889千円 1,571	県交通 10,045千円 ※カット減分6,756 (残3,289)
補助金】国：785千円、県785千円 ※密度カット減6,756千円		

R8年度計画

運行経費 20,059千円		
うち運賃収入	国県補助金 6,032千円	県交通 9,026千円 5,001千円
補助金】国：4,513千円、県4,513千円 ※密度カット減0		

R 7年度/8年度比較で国県補助金が9,301千円/年 増額

※R 8年度の県交通の運行欠損額（2路線）が5,003千円まで圧縮される見込み（R 7は2路線で11,406千円）

#### ②地域内フィーダー系統

地域内フィーダー系統補助金（国庫）の上限額が引き上げられる

対象路線：Zバス羽田線・南方線・佐倉河線、  
水沢江刺駅線の4路線

R 7年度/8年度比較で国補助金が21,314千円/年 増額

R 7：9,910千円/年 → R 8：31,224千円/年

#### （2）地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用

利用促進に係る事業に対し国庫補助（1/2）を受けられる

- 公共交通、乗継情報等の提供
- 地域におけるワークショップの開催 ほか

### 4 今後のスケジュール

R8.1.6 ～1.25	パブリックコメントの実施
R8.1.8	市議会全員協議会 利便増進実施計画（案）説明
R8.1.9	奥州市地域公共交通会議 利便増進実施計画（案）に対する意見聴取
R8.2.4	岩手県地域公共交通会議 利便増進実施計画（案）に対する意見聴取
R8.2月	岩手県地域公共交通利便増進実施計画（奥州市版）の決定・公表
R8.2.10	岩手県地域公共交通利便増進実施計画（奥州市版）の国への認定申請

岩手県地域公共交通利便増進実施計画  
(奥州市版)  
(案)

令和8年2月  
岩手県・奥州市



# 目 次

## 1 計画の概要

1-1 計画の目的

1-2 計画区域

1-3 計画の位置付け

1-4 計画期間

## 2 利便増進事業

2-1 事業一覧

2-2 路線ごとの課題及び利便増進事業の実施内容

## 3 事業実施に必要な資金の額、調達方法及び支援の額

## 4 事業実施による効果

4-1 利便増進事業の実施により想定される効果

4-2 地域公共交通計画の目標に対する利便増進事業の位置付け

## 5 関係施策との連携に関する事項

5-1 奥州市立地適正化計画



# 1 計画の概要

## 1-1 計画の目的

本県では、令和6年3月に県全体の広域的な地域公共交通を対象として、将来的にも持続的な確保・維持に向けた基本方針や将来像、及びそれらに基づく具体施策等を示す「岩手県地域公共交通計画」（以下、「県地域公共交通計画」）を策定しました。また、同年同月には奥州市内を運行する地域公共交通を対象として、まちづくりと連携した公共交通の基本的な方針や施策等を示す「奥州市地域公共交通計画」（以下、「市地域公共交通計画」）を策定しました。

両計画に基づき、地域公共交通ネットワークの確保・維持に向けて、国・市町村・交通事業者等と連携しながら施策を進めているところであり、奥州市においては、5市町村の合併で広大な市域であることに加えて、都市機能誘導区域に設定している3地域間の移動距離が長く、地域公共交通の重要性は高まっています。しかしながら、路線バスをはじめとした地域公共交通の維持が年々困難となっていることから、市街地の変遷や公共施設への移動需要の変化を踏まえて地域間交通の路線の再編・見直しを行うこととし、その内容を示すため、「岩手県地域公共交通利便増進実施計画（奥州市版）」（以下、「本計画」）を策定します。

## 1-2 計画区域

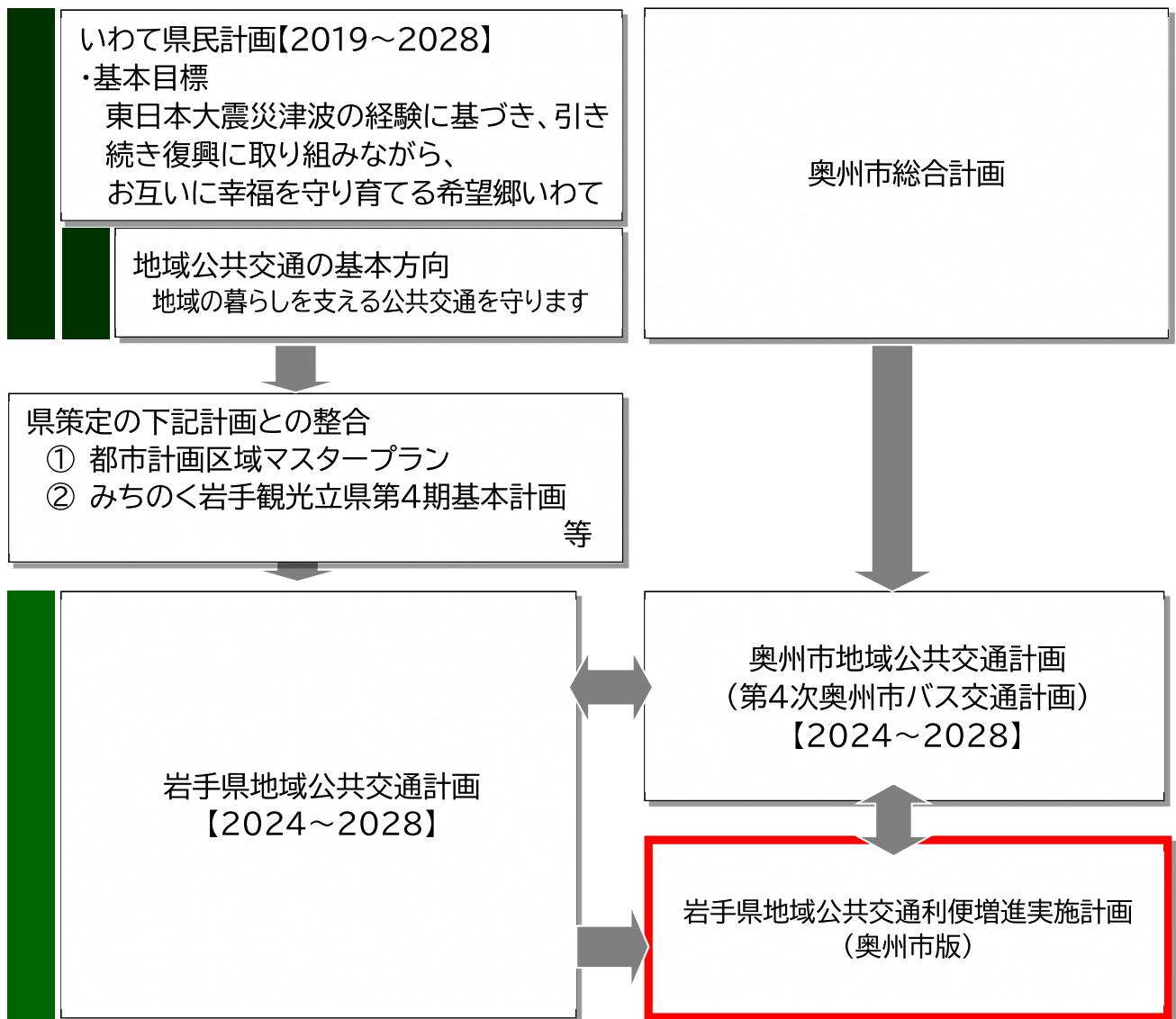
本計画では、奥州市全域を対象地域とします。

奥州市は、市町村合併により広大な市域を有しており、通院・通学・買い物等の日常移動や鉄道・路線バス等の接続を含めた地域間移動が市域全体で相互に関係していることから、市域全体を一体的に捉えた公共交通ネットワークの確保・維持を図る必要があります。



## 1－3 計画の位置付け

本計画は、岩手県の総合的な交通計画である「地域公共交通計画」の奥州市内における実施計画とします。



## 1－4 計画期間

計画期間は、令和8年度～令和10年度の3年間とします。

上記の計画期間は、県及び市地域公共交通計画と本計画の整合性を図るため、県及び市地域公共交通計画の計画期間である令和6年度から令和10年度に包含させて設定しており、両計画の整合性を確保しています。

なお、地域公共交通を取り巻く情勢はもちろん、社会全体の情勢等の変化に応じて、本計画内容の見直しや変更を実施します。

## 2 利便増進事業

地域公共交通利便増進事業（以下、「利便増進事業」）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」）において「地域公共交通の利用の容易性の向上又は利用の円滑化その他の地域公共交通の利用者の利便の増進を図るために行う事業」と示されています。

以下に事業内容の分類に対応した本計画で位置づける利便増進事業を整理します。

### 2-1 事業一覧

#### (1) 利便増進事業

事業内容の分類	本計画で該当する利便増進事業
一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線等の編成の変更 (地域交通法第二条第十三項イ(1))	市コミュニティバスにおける水沢駅への乗り入れ
	水沢前沢線における商業施設等への延伸
	胆沢病院線（水岩線）におけるニュータウン及び商業施設への延伸

#### (2) 上記事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業(地域交通法第二条第十三項ハ)

「県地域公共交通計画」及び「市地域公共交通計画」に示される次の施策を推進し、利用者の利便を増進するとともに、安全・安心な運送サービスの提供に努めます。

表 県地域公共交通計画に示される利便増進事業と併せて行う事業

岩手県地域公共交通計画	
事業8：多様な主体・サービスと連携した地域公共交通の利用促進	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・多様な主体・サービスと連携した利用促進</li><li>・市町村による地域公共交通の利用促進の実施に対する支援</li><li>・各利用促進協議会などによる鉄道の利用促進</li><li>・バス路線活性化検討会の実施</li></ul>
事業9：日常利用の増加に向けた利用促進	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共交通マップ、総合時刻表等の作成・配布</li><li>・地域公共交通の乗り継ぎ環境の整備</li><li>・市町村による公共交通マップの作成や乗り継ぎ環境整備等に対する支援</li><li>・日常的な利用の促進に向けた取組の実施</li></ul>
事業10：高齢者や障がい者に対応した利用促進	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者や障がい者を対象とした利用促進施策の実施</li><li>・市町村による地域公共交通の利用促進の実施に対する支援（再掲）</li></ul>

表 市地域公共交通計画に示される利便増進事業と併せて行う事業

<b>奥州市地域公共交通計画</b> <b>施策 1 1：公共交通に関する総合的な案内ツールの作成</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な公共交通案内ツールの作成</li> </ul>	
<b>施策 1 2：G T F S データの更新及び更なる利活用方策の検討</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・G T F S データ※1の継続的な更新【バス予報の運用】</li> </ul>	
<b>施策 1 3：主な接続拠点での案内・誘導の改善</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルサイネージ※2による運行情報提供</li> </ul>	
<b>施策 1 4：キャッシュレス決済システムの導入</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な支払方法の導入【キャッシュレス決済の拡充】</li> </ul>	
<b>施策 1 6：主要なバス停等での待合環境の改善</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス路線沿線の施設等と連携した待合環境の改善</li> </ul>	
<b>施策 2 5：公共交通に係る市民への定期的な広報活動</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・ホームページによる情報発信等の強化</li> </ul>	
<b>施策 2 6：公共交通等に関するイベント等の開催</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通イベントの開催【地域公共交通シンポジウムの開催】</li> </ul>	

※ 1 G T F S データ…世界標準の公共交通データフォーマット。データ作成・提供により、バス予報のほかNAVITIMEやGoogleマップ等経路検索サービス上への情報掲載が可能

※ 2 運行情報や時刻表、バスの位置情報などの情報を利用者に掲示するため、乗継拠点等に設置する電子掲示板

## 2-2 路線ごとの課題及び利便増進事業の実施内容

路線ごとの課題等を踏まえ、本計画で位置づける利便増進事業の内容を以下に記載します。

なお、以下に示す利便増進事業は、計画期間中において利用者の利便性向上を図りつつ、安定的かつ持続的に公共交通サービスを提供することを目的として実施します。

### 2-2-1 市コミュニティバスにおける水沢駅前への乗り入れ

#### (1)事業の概要

表 路線の課題・見直しの方向性等

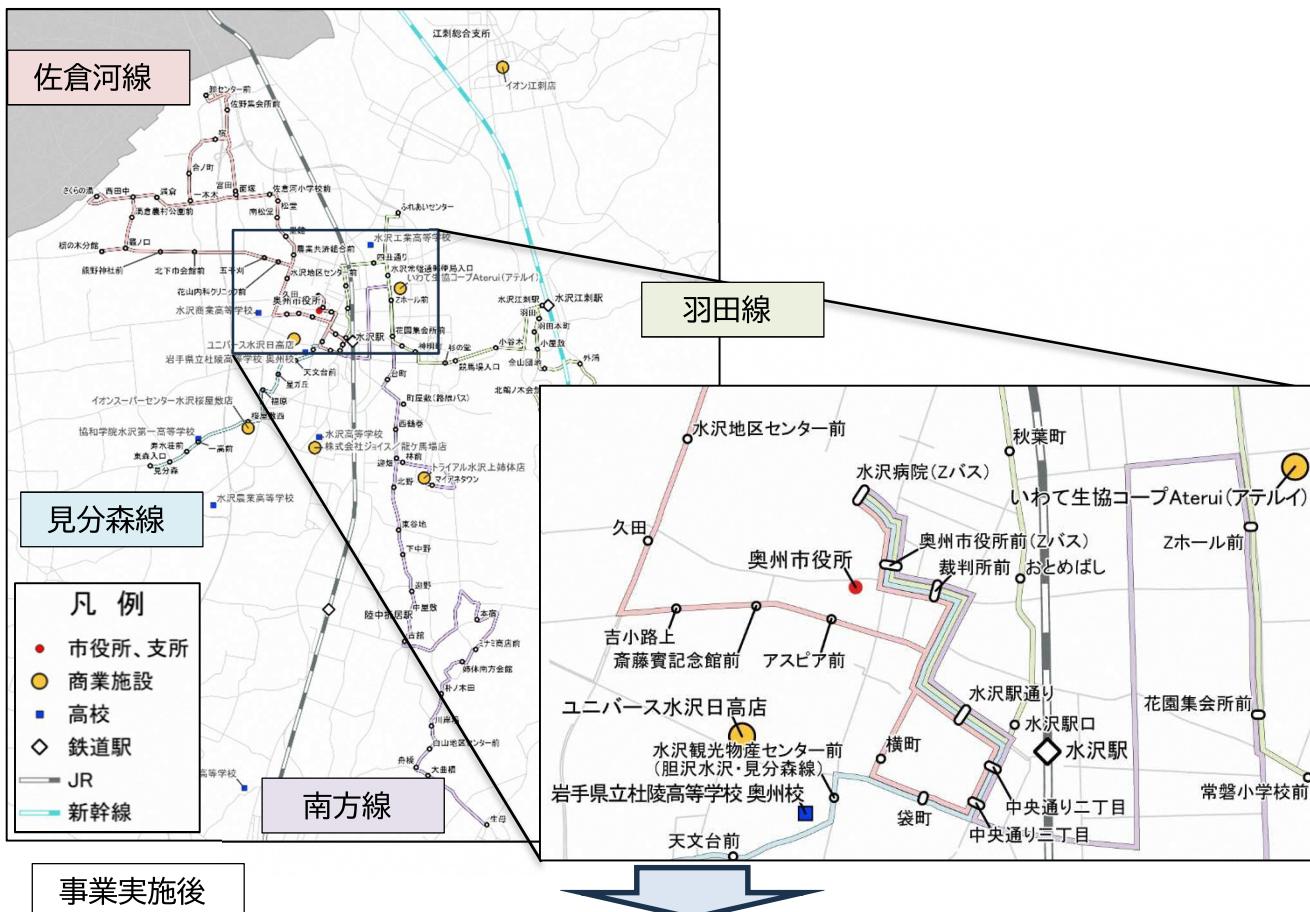
項目	概要
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"><li>市コミュニティバス（乙バス）4系統については、水沢市街地の病院や公共施設等での乗降が多くあるなど、各地区から市街地への移動手段として利用されている。</li><li>一方、乙バスについては、水沢駅周辺を運行するものの、駅前のロータリーへ乗り入れておらず、鉄道への乗り継ぎに際しては 100~200m程度の徒歩移動が必要となるなど不便な状況にある。</li><li>乙バスの利用者に占める高齢者層の割合が高いことや、市内外への移動に鉄道を利用することも想定されるため、鉄道との乗り継ぎの利便性を高め、路線バス及び鉄道相互の利用促進を図ることが必要である。</li></ul>
見直しの方向性	<p>①水沢駅へ乗り入れ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>主要駅である水沢駅へ乗り入れ、かつ鉄道との乗り継ぎ可能なダイヤを設定することにより、乗り継ぎ利用者の利便増進を図る。</li></ul>
実施による効果	<ul style="list-style-type: none"><li>鉄道との接続性向上（高校生の通学時や市民等の日常生活での移動時、市外からの水沢中心部等への観光利用などにおける利便性向上）</li></ul>
実施時期	令和8年4月

表 見直し概要

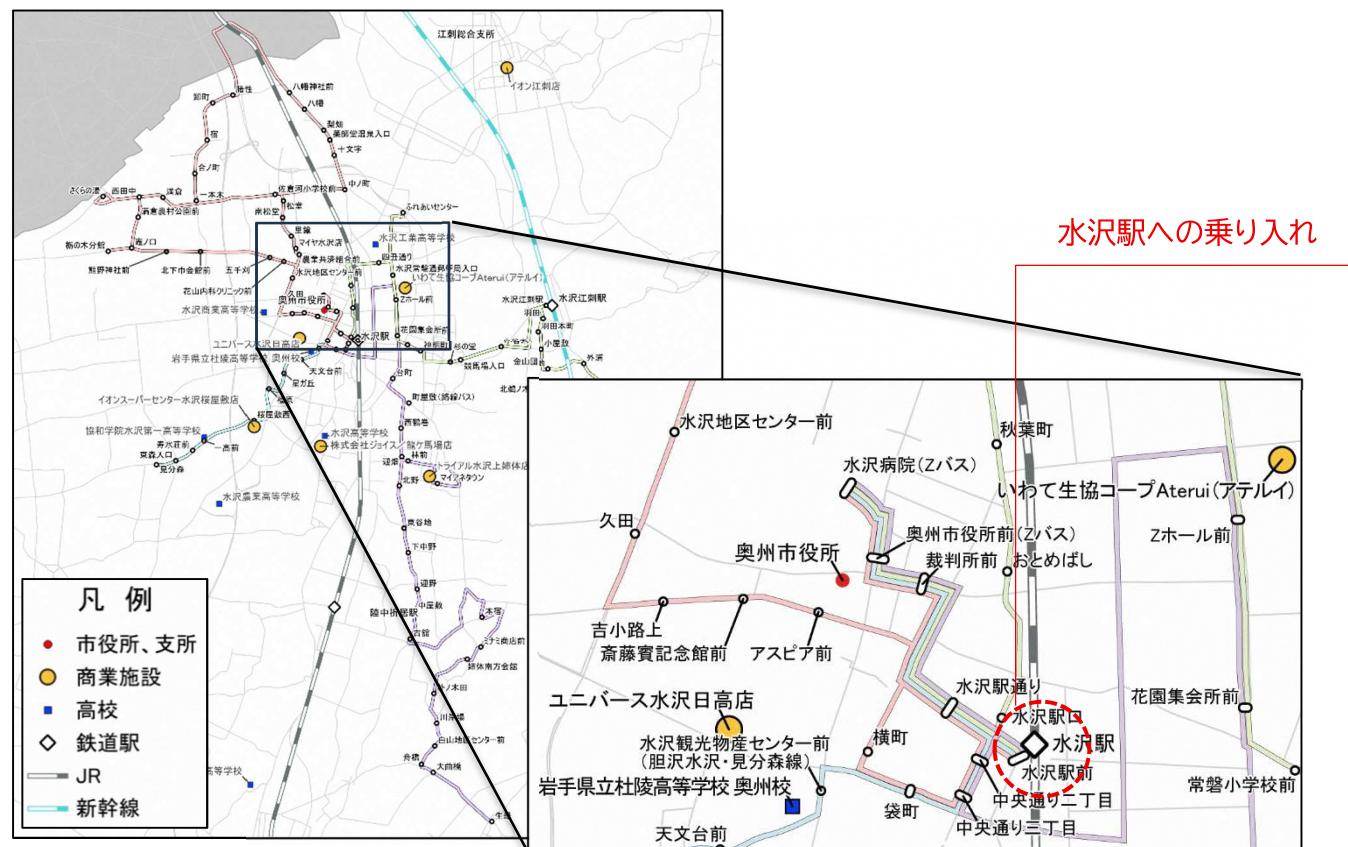
項目	現状	事業実施
対象路線名	①佐倉河線 ②羽田線 ③見分森線 ④南方線	①佐倉河線 ②羽田線 ③見分森線 ④南方線
運営主体	①~④奥州市	①~④奥州市
運行事業者	①~④岩手県交通株式会社	①~④岩手県交通株式会社
事業の種類	①~④一般乗合旅客運送事業	①~④一般乗合旅客運送事業
運行形態	①~④定時定路線	①~④定時定路線
起点・終点	①水沢病院～水沢病院 ②水沢病院～鵜ノ木 ③水沢病院～見分森 ④水沢病院～生母	①水沢病院～水沢病院 ②水沢病院～鵜ノ木 ③水沢病院～見分森 ④水沢病院～生母
主たる経由地	①~④市役所前・水沢駅通り	①~④市役所前・水沢駅通り・水沢駅前
運行回数 (平日)	①2.0回/日 ②4.0回/日 ③3.5回/日 ④3.0回/日	①1.5~2.0回/日 ②3.0~4.0回/日 ③2.5~3.5回/日 ④2.0~3.0回/日
運賃	200円～400円	200円～400円
備考	一部フリー乗降区間あり	一部フリー乗降区間あり

## (2) 運行概要図

### 事業実施前



### 事業実施後



## 2-2-2 水沢前沢線における商業施設等への延伸

### (1)事業の概要

表 路線の課題・見直しの方向性等

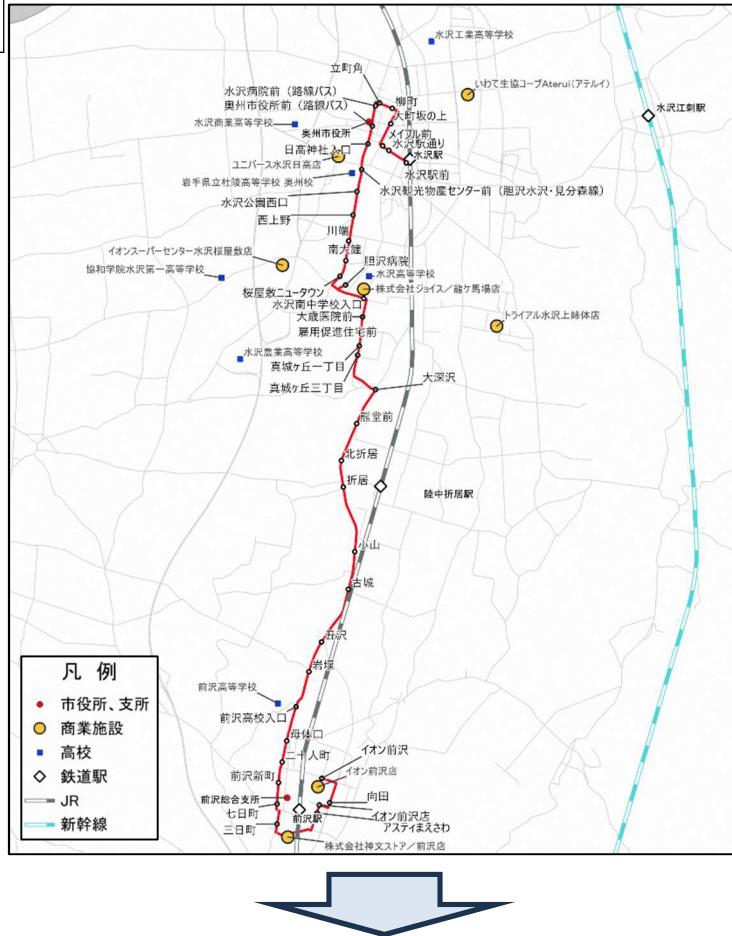
項目	概要
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該路線は前沢地域と水沢地域の地域間を運行する唯一の路線バスであり、主に胆沢病院への通院や、イオン前沢店への買い物利用に利用されている。</li> <li>JR東北本線と並走しているが、鉄道駅の間に点在する人口集積地の移動需要に対応し、鉄道との役割分担を図っている。</li> <li>また、駅の東側に位置する公共施設（奥州市文化会館（乙ホール）や市立水沢図書館）や商業施設に対しても、前沢地域からの移動需要があるものの、乗り継ぎが必要な状況にある。</li> <li>このため、各施設への移動時の利便性向上を図るため、アクセス手段を確保することが必要である。</li> </ul>
見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①奥州市文化会館（乙ホール）や市立水沢図書館、商業施設への延伸</li> <li>当該路線の起終点を水沢常盤郵便局入口へ変更することにより、沿線の公共施設及び商業施設へのアクセス性の向上を図る。</li> </ul>
実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設及び商業施設へのアクセス性の向上（各イベント開催時の市民の利便性や、買い物時の市民の利便性向上）</li> </ul>
実施時期	令和8年4月

表 見直し概要

項目	現状	事業実施
対象路線名	①水沢前沢線	①水沢前沢線
運営主体	①岩手県交通株式会社	①岩手県交通株式会社
運行事業者	①岩手県交通株式会社	①岩手県交通株式会社
事業の種類	①一般乗合旅客運送事業	①一般乗合旅客運送事業
運行形態	①定時定路線	①定時定路線
起点・終点	①水沢駅前～イオン前沢店	①水沢常盤通郵便局入口～イオン前沢店
主たる経由地	①市役所・胆沢病院・水沢駅前	①市役所・胆沢病院・水沢駅前・乙ホール
運行回数 (平日)	①6.0回/日	①4.0～6.0回/日
運賃	①190～470円	①190～510円
備考		

## (2) 運行概要図

## 事業実施前



## 事業実施後



## 2-2-3 胆沢病院線(水岩線)におけるニュータウン及び商業施設への延伸

### (1)事業の概要

表 路線の課題・見直しの方向性等

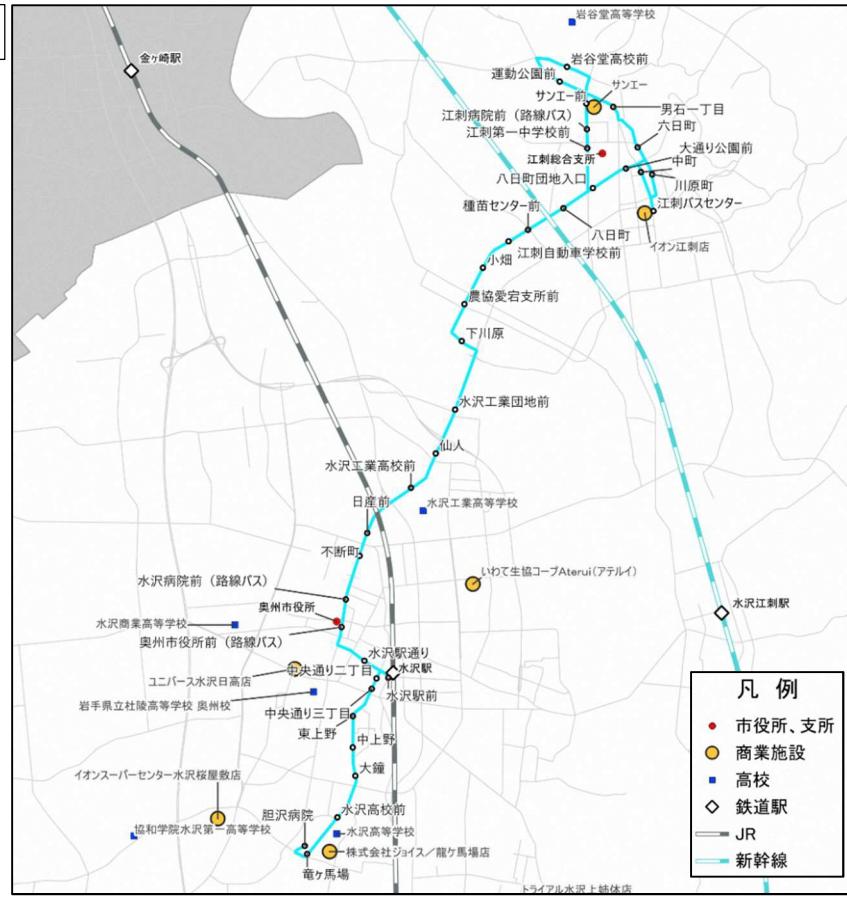
項目	概要
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該路線は、沿線の高校3校（岩谷堂高校、水沢工業高校、水沢高校）への通学や、胆沢病院への通院、水沢駅への移動などに利用されており、市民の多様な目的に対応する重要な役割を担っている。</li> <li>起終点となっている胆沢病院の東側には、一定程度の人口集積のある桜屋敷ニュータウンがあるほか、買い物の移動需要の高い商業施設（イオンスーパーセンター水沢桜屋敷店）が立地している。</li> <li>桜屋敷ニュータウンについては、ニュータウンの東端を水沢前沢線が運行しているものの、運行頻度が高くなく、また、ニュータウンの西端から離れていることから、十分な利便性確保に繋がっていない。加えて、商業施設への移動需要もあることから、一体的に当該エリアの利便性向上を図ることが必要である。</li> </ul>
見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①桜屋敷ニュータウン、商業施設（イオンスーパーセンター水沢桜屋敷店）への延伸</li> <li>・桜屋敷ニュータウンへ延伸することにより、当該地域における移動機会の向上による利便増進を図る。</li> <li>・また、商業施設へ延伸することにより、当該施設へのアクセス性の向上による利便増進を図る。</li> </ul>
実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口が集積する桜屋敷ニュータウンの住民の市街地方面への移動機会の創出（日常生活での移動時の利便性向上）</li> <li>・市街地から商業施設（イオンスーパーセンター水沢桜屋敷店）への移動機会の創出（買い物移動時の利便性向上）</li> </ul>
実施時期	令和8年4月

表 見直し概要

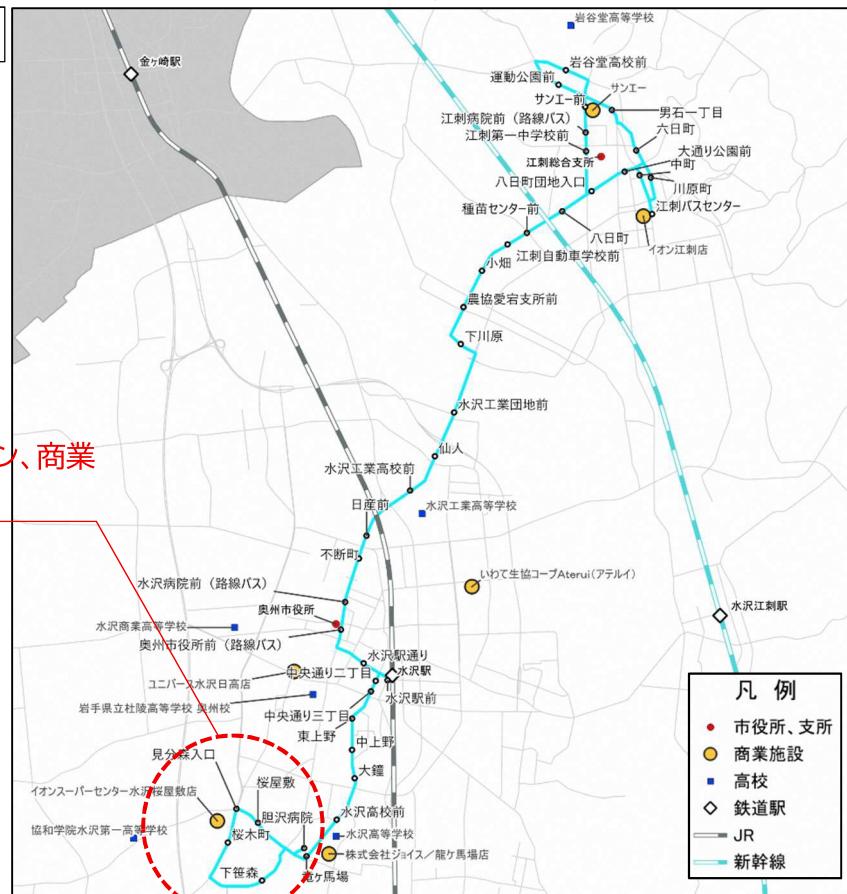
項目	現状	事業実施
対象路線名	①胆沢病院線（水岩線）	①胆沢病院線（水岩線）
運営主体	①岩手県交通株式会社	①岩手県交通株式会社
運行事業者	①岩手県交通株式会社	①岩手県交通株式会社
事業の種類	①一般乗合旅客運送事業	①一般乗合旅客運送事業
運行形態	①定時定路線	①定時定路線
起点・終点	①江刺バスセンター～胆沢病院	①江刺バスセンター～（桜屋敷経由）～胆沢病院
主たる経由地	①水沢駅・水沢高校・水沢工業高校・岩谷堂高校	①水沢駅・水沢高校・水沢工業高校・岩谷堂高校・胆沢病院・桜屋敷・見分森入口
運行回数 (平日)	①14.5回/日	①12.0～14.5回/日
運賃	①190～630円	①190～630円
備考		

## (2) 運行概要図

### 事業実施前



### 事業実施後



桜屋敷ニュータウン、商業施設への延伸

### 3 事業実施に必要な資金の額、調達方法及び支援の内容

事業実施に必要な資金の額については、次のとおりです。

本計画に基づき実施する利便増進事業のうち、水沢前沢線及び胆沢病院線（水岩線）の運行に必要な資金は、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）の活用を想定しています。その他路線の運行に必要な資金は、岩手県、奥州市及び運行事業者によって確保します。

さらに、利便増進事業に関連して実施する事業に必要な資金は、岩手県、奥州市及び運行事業者によって確保します。

事業内容	路線	総事業費 (千円／年)	内訳 (千円／年)	調達方法		実施年度
				調達主体	補助金等	
<b>■市コミュニティバスにおける水沢駅前へ乗り入れ</b>						
佐倉河線	17,571	706	岩手県交通	運送収入	R 8～	
		16,865	奥州市	運行事業補助金	R 8～	
見分森線	4,956	199	岩手県交通	運送収入	R 8～	
		4,757	奥州市	運行事業補助金	R 8～	
羽田線	23,202	1,080	岩手県交通	運送収入	R 8～	
		11,061	国	地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金	R 8～	
		11,061	奥州市	運行事業補助金	R 8～	
南方線	9,164	612	岩手県交通	運送収入	R 8～	
		4,275	国	地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金	R 8～	
		4,277	奥州市	運行事業補助金	R 8～	
<b>■水沢前沢線における商業施設等への延伸</b>						
水沢前沢線	20,059	6,032	岩手県交通	経常収益等	R 8～	
		4,513	国	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金	R 8～	
		4,513	岩手県	地域間幹線系統確保維持費補助金	R 8～	
		5,001	岩手県交通		R 8～	
<b>■胆沢病院線（水岩線）における商業施設等への延伸</b>						
胆沢病院線 (水岩線)	25,012	20,140	岩手県交通	経常収益等	R 8～	
		2,435	国	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金	R 8～	
		2,435	岩手県	地域間幹線系統確保維持費補助金	R 8～	
		2	岩手県交通		R 8～	

※1 本表記載の補助金等の額については、令和8年2月時点の見込額であり、記載のとおり調達ができない場合もあり得る。

※2 市コミュニティバス佐倉河線、見分森線は令和8年度、他の路線は令和7年10月～8年9月（バス会計年度）の金額を記載。

## 4 事業実施による効果

### 4-1 利便増進事業の実施により想定される効果

実施項目	事業実施の効果	地域公共交通計画 目標の位置づけ
市コミュニティバスにおける水沢駅への乗り入れ	・鉄道との接続性向上（高校生の通学時や、市民等の日常生活での移動時の利便性向上）	【市地域公共交通計画】 目標1-1：市域内・外における幹線・支線となる公共交通の維持・確保
水沢前沢線における商業施設等への延伸	・公共施設及び商業施設へのアクセス性の向上（各イベント開催時の市民の利便性や、買い物時の市民の利便性向上）	【県地域公共交通計画】 目標1：広域的な公共交通の適切な維持・確保
胆沢病院線（水岩線）におけるニュータウン及び商業施設への延伸	・人口が集積する桜屋敷ニュータウンの住民の市街地方面への移動機会の創出（日常生活での移動時の利便性向上） ・市街地から商業施設（イオンスーパーセンター）への移動機会の創出（買い物移動時の利便性向上）	【県地域公共交通計画】 目標1：広域的な公共交通の適切な維持・確保

## 4-2 地域公共交通計画の目標に対する利便増進事業の位置付け

本計画に示す利便増進事業については、基本計画である県地域公共交通計画及び市地域公共交通計画に基づいて位置付けるものであり、事業の実施により、両計画に位置付ける指標及び数値目標の達成にも寄与するものと考えます。

なお、利便増進事業の実施により、下表のうち、特に赤い網掛けをする指標の達成を目指します。

【表：岩手県地域公共交通計画の指標一覧】

	指標	現況値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
目標1：広域的な公共交通の適切な維持・確保	三セク鉄道・バスの1人当たりの年間利用回数 <sup>※1</sup>	11.0回	16.5回
	幹線路線に接続する広域バス路線割合	100%	100%
	広域的なバス路線1路線当たりの平均乗車密度 <sup>※1</sup>	2.9人	3.2人
	広域的なバス路線の収支率	42.92%	48.92%
	広域的なバス路線への公的資金投入額	588,660千円	563,475千円
	県民意識調査における公共交通満足度	2.6点/5点	2.9点/5点
目標2：地域公共交通サービスを支える運営基盤の強化	バス運転士の新規確保人数	— <sup>※2</sup>	330人 (令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)の累計)
目標3：シームレスで利便性の高い利用環境の構築	地域公共交通計画等策定市町村数 <sup>※1</sup>	20市町村	33市町村 (令和8年度(2026年度))
	接続拠点における待合環境・乗り継ぎダイヤの改善件数	— <sup>※3</sup>	110件 (令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)の累計)
目標4：地域公共交通に対する県民の意識醸成・関心の向上	モビリティマネジメント(公共交通スマートチャレンジ月間)への取組事業者数	129事業者等	160事業者等
目標5：多様な主体・サービスと連携した地域公共交通の利用促進と環境整備	公共交通利用促進実施事業者数	33事業者	39事業者
	多様な主体・サービスの連携による利用促進実施件数	43件	49件
	バス路線活性化検討会実施路線割合	100%	100%
	ノンステップバスの導入率 <sup>※1</sup>	42.4%	49.0%

※1 いわて県民計画(2019~2028)第2期アクションプランに設定されている指標。

※2 前計画では、令和元年度(2019年度)から令和4年度(2022年度)までの4年間で累計173人

※3 前計画では、令和元年度(2019年度)から令和4年度(2022年度)までの4年間で累計90件

【表：奥州市地域公共交通計画の指標一覧】

	指標	現況値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
基本方針 1 「有機的に連携し一体性が高く、利便性の高い公共交通ネットワークの形成」	指標 1-1：路線バスの収支率	39. 6%	38. 0%
	指標 1-2：市街地の主な接続拠点における 1 日あたりの乗車・降車の人数	79. 5 人	127 人
	指標 1-3：主な接続拠点における乗継案内の整備数	—	5 施設
基本方針 2 「誰もが分かりやすく・利用しやすい公共交通の環境構築」	指標 2-1：主要な施設へのデジタルサイネージの設置数	—	5 施設
	指標 2-2：バリアフリー対応のバス車両導入率	65. 7%	80. 0%
基本方針 3 「安定的に公共交通サービスを提供するための運営基盤の構築」	指標 3-1：公共交通の運営・運行の維持に係る公的負担額	2. 28 億円/年	2. 28 億円/年
	指標 3-2：住民 1 人あたりの公共交通（路線バス・コミュニティバス・地区内交通）の年間利用回数	2. 81 回/年	5. 04 回/年

## 5 関係施策との連携に関する事項

### 5-1 奥州市立地適正化計画

奥州市では、令和6年3月に立地適正化計画を策定しており、居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定は、鉄道・路線バスの運行範囲等を踏まえたものとしています。利便増進事業の実施にあたり、当該計画との連携・整合を図りながら進めるものとします。

表 計画の概要

項目	内容
計画期間	目標年次：令和12年
対象エリア	奥州市の都市計画区域
各区域の概要	居住誘導区域：設定あり 都市機能誘導区域：設定あり

### まちづくりの方針

地域ごとに奥州の歴史・文化の魅力がある住み続けたくなるまちなかの創出



### 課題解決のための誘導方針

#### 誘導方針1

#### 地域ごとの歴史・文化の蓄積を活かした魅力ある拠点づくり

個性豊かな地域ごとの歴史・文化の蓄積を活かしながら、官民連携により賑わいのあるまちなかを再生することによって、都市機能を誘導し人の交流が生まれ、市民が誇りを持って住み続けたいと思える拠点づくりを進めます。

#### 誘導方針2

#### 地域ならではの暮らしやすさが感じられる居住環境づくり

公共施設や都市インフラなどのこれまでに整備されたストックを有効に活用するとともに、医療・福祉・商業等の生活サービスの利便性を維持することによって、地域ならではの文化に包まれながら暮らしやすさを感じられる居住環境づくりを進めます。

#### 誘導方針3

#### まちなかと集落の暮らしを支える公共交通ネットワークの形成

公共交通による拠点間の連携により都市機能の利便性の共有を進め、自動車に依存し過ぎない歩いて暮らせるまちなかの形成を図るとともに、それぞれの都市拠点と胆沢・衣川地域をつなぐことにより集落の暮らしを支える、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

図 まちづくりの方針・誘導方針

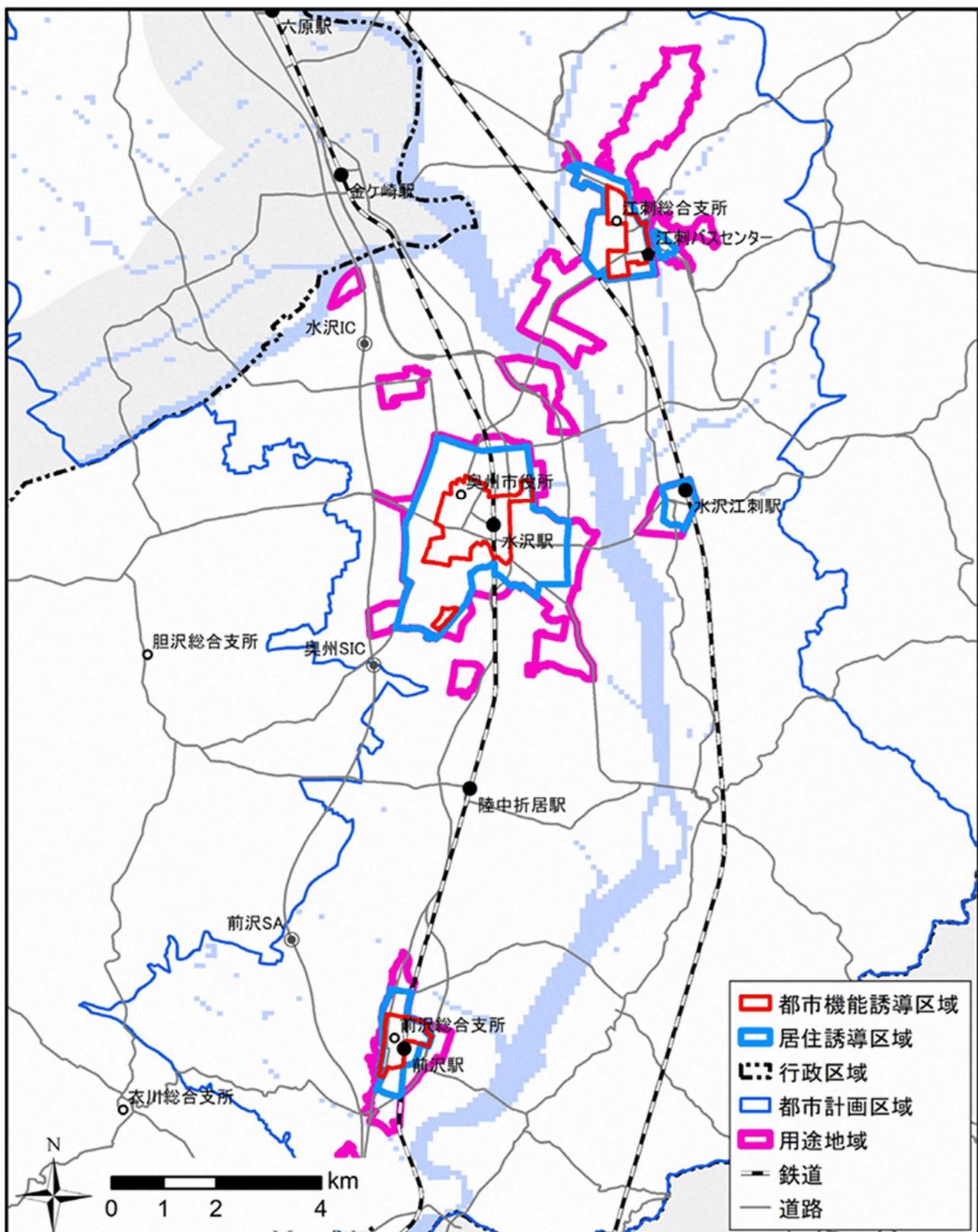


図 誘導区域図